

院長に求められるもの

— 院長職の過去・現在・未来 —

辻 学

1 問題の所在

関西学院という学校の代表は「院長」であると、我々は通常思っている。ランバス、吉岡、ベーツといった、過去の院長の名前を冠した建物がキャンパス内にあるし、創立者ランバスが初代院長であることからしても、そう考えることは不自然ではない。

では、院長はいかなる意味で関西学院の「代表」なのだろうか。大学には学長がおり、初等部、中学部、高等部にもそれぞれの組織を代表する「部長」職がある（初等部に部長と校長が並存している事情についてはここでは立ち入らない）。では、院長は関西学院のいったい何を代表しているのだろうか。

学院史をたどっていくと、「院長は何を代表しているのか」という問いには、実は明瞭な答がないことがわかる。この点がはつきりしないゆえに、時には——後述するように——院長職廃止の検討さえなされたのである。大事だということはわかっている、しかしなぜ大事なのかという

ことがはっきりしない。この不安定さが、関西学院の院長職には常につきまとってきた。

このことは、いまの関西学院において院長職がどういう意味を持つのかという問題を考えた時、さらに複雑化する。法人合併や学部の新設に伴って新しい教員・職員が増え、キャンパスも複数に分かれている今の関西学院において、院長が果たす役割はますますわかりにくくなっている。院長とは何かをはっきりと説明できる人は、いまの関西学院にどのくらいいるだろうか。

本稿では、院長職の歴史をたどっていくが、結論を少しばかり先取りして言うと、院長とは何かという問いは、関西学院とは何かという問いと一体なのである。院長職の機能が明確になる時、関西学院とはどういう学校なのかということも明確になる。この問いのために苦闘してきた先人の働きに学ぶことで、二一世紀の新しい学院にふさわしい院長像を考えるきっかけとなれば幸いである。

2 先行研究

院長とは何かという問いには、先行研究がある。山本栄一氏（元経済学部教授）は、次のように述べている。

「院長職というのは、キリスト教主義学校では人格と職務、機能が統一された形で提示されている。これは、近代の組織原理以前の原理が入り込んできているわけで（中略）近代化が進んでいますと、人格と職務、機能が分離するという問題が起こってきて、それが院長を中心にまたさき状態になって

いく。機能の部分をごこへもっていくか。職務上の学長にもっていくのか、理事長にもっていくのかという議論が、これは法律に書かれた役職ですから、そこへもっていくのかという議論が進んできて、結局近代化のなかでキリスト教主義が機能のために人間に象徴されているわけではないと思うのですが、院長がもっていた役割を抱え込めないと思う人が増えてきた。」

講演録であるため、文の構造が多少不明瞭なところもあるが、山本氏の指摘は、院長をめぐる問題を適確にまとめている。「人格と職務、機能」の統一ないし分離という問題、そして学長および理事長との関係という問題、そしてキリスト教主義との関係という問題。この三つが「院長職問題」の焦点なのである。以下の考察でも、この三つが焦点となってくる。

3 院長職の位置づけ——その不明瞭さ

3・1 初期の学院

院長は学院の何を代表しているのか、すなわち院長職の位置づけがはっきりしないという問題は、初期の関西学院からすでに存在していた。創設時の学院を代表していたのは、院長ではなく「院主」（あるいは、両者）だったのである。

3・1・1 院主と院長

関西学院の設立にあたっては、兵庫県知事宛に「私立関西学院設立御願」が提出されているが

(一八八九「明治二二年九月提出、提出者中村平三郎」、この設立願に添付された「私立関西学院規則」によれば、中村が、W・R・ランバス院長や教職員を監督する「院主」^② 学院の最高責任者となった。実質上は、院長と教頭(学部長)の指示に従って対外折衝および日本人教職員との交渉するのが院主の職務であったが(『関西学院百年史 通史編』I、一〇二頁参照)、現在の学校法人理事長にあたる職務がすでに存在したことになる。

他方、「関西学院憲法」(一八九二「明治二五年七月二七日正式承認」)には、院主は置かれておらず、役員として記されているのは「院長 (President)」、「神学部教頭 (Dean of the Biblical [Department])」、「普通学部教頭 (Principal of the Academic Department)」、「幹事 (Kanji)」のみである(第四款)。つまり、ここでは院長が学院の代表となっているわけで、すでに創立の時から院長職の位置づけや機能ははっきりしていなかったことになる。^③

院主の職が置かれた背景には、学院創設当時、外国人は居留地以外では事業の主体になれなかったという事情がある。その後、吉岡美国が第二代院長となったことで、院主(「名義的な代表者」)の必要がなくなり、院長が院主と設立者を兼ねることになったため、この「二重状態」は解消された。^④

3:1:2 院長の選任と機能

前述の「関西学院憲法」によれば、院長、教頭、幹事は評議員会(「最高議決機関」)によって選ばれることになっていた(第九款)。評議員会は、南メソヂスト監督教会会員(満二五歳以上)から外国人四名(南メソヂスト監督教会ジャパン・ミッションから選出)、日本人四名(日本年

会から選出)で構成される(第八款)。したがって、学院構成員の意思よりも、むしろミッシヨンもしくはその日本年会の意向を強く反映した人物が院長として選出されることになる。この時点での院長には、いわばミッシヨンと学院との間をつなぐという使命があったわけである。

一方教頭は、学部の教学および会計の責任者として「院長以上の」(『通史編』I、一〇四頁)強い権限を持っていたという。^⑤これが事実であれば、実務面で学院のトップにあったのは教頭であつて、院長はむしろ、ミッシヨン・ボードから遣わされた管理職としての「学院代表」だったことになる。

「関西学院管理法」(一九〇九[明治四二]年一月二三日)でも、院長選任にあたっては南メソヂスト監督教会日本「ミッシヨン」所轄学校管理局が大きなイニシアティブを握っている。「関西学院ニ学院院长、学部長及礼拝主事ヲ置キ学校管理局ノ推薦ニ由リミッシヨン主任監督之ヲ任命ス」。そして院長の機能はやはり管理職的のものである。「学院院长ハ院務ヲ総理シ、評議会ノ議事ヲ司リ、同会ノ年報ヲ自己ノ年報ト併セ学校管理局ニ差出スモノトス」(『通史編』I、二二九—二三一頁)。

アメリカ・南メソヂスト監督教会とカナダ・メソヂスト教会は、関西学院を合同経営するにあたって合同条項を作成している(Articles of Union。合意は一九一〇[明治四三]年五月一日。『資料編』I、五五九頁以下)。この合同条項において院長職は次のように記されており、依然として院長が、ミッシヨン・ボードの意向を反映した職であることがわかる。

合同条項第一一条(理事会について)^⑥ 第一項(理事会の働き)「(c) 院長および各学部長の任命を合

同教育全権委員会に推薦する。」第二項（運営規定）「(a) 理事会によって推薦され、合同教育全権委員会によって任命された院長、各学部長、会計課長 (Bursar) を置く。(b) 院長は、学院全体を総監し、全学協議会 (School Council) の会議の議長を務め、社会に対して学院を代表する。」(原文は英文。訳文は『通史編』Ⅰ、二四九頁による。)

学院の代表ではあるが、経営や教学の実質的責任者ではない管理職という院長の性格は、その後も続く。一九二〇（大正九）年四月二一日開催の理事会は、学院憲法と理事会細則を改定し、その際に院長の職務を次のように定めた。「院長は、学院全体を統理し、外部に向かって学院を代表し、全学協議会と新たに設けられた財務委員会の議長を務め、可能なときは各教授会や教員会議に出席すること。議決権を持たないが理事会と常務委員会の準構成員として出席し、人事の候補者を挙げたり、必要な情報を提供したり報告すること」(『通史編』Ⅰ、二七二頁)。つまり、学院の代表ではあるが、経営は理事会、教学はそれぞれの学部が責任を持つという、現在の院長職に与えられた不安定な位置づけは、学院の創立期から存在していたのであり、この決定は、その不安定さを明文化したことになる。

3・2 大学開設Ⅱ学長職の誕生と院長

院長職の位置づけを一層不安定・不明瞭なものにしたのは、大学開設とそれに伴う学長職の誕生である。

一九三二（昭和七）年三月七日、大学令による関西学院大学の設立が認可された。初代学長は

C・J・L・ベーツ院長が兼任することになった(院長・学長ともに一九四〇「昭和一五」年九月一日まで務めた)。

続く神崎驥一院長も学長を兼任した(一九四六年一月一九日まで)。しかしその後、今田恵、H・W・アウターブリッジ、加藤秀次郎、小宮孝の四代にわたる院長は学長兼任をしていない。⁽⁷⁾

各学部⁽⁸⁾の統合のトップ的存在である学長の職を、関西学院の代表者である院長が兼任することは、不自然ではなかったはずだが、しかし、大学の教学の責任者である学長職を兼任することは、院長の地位を安定させる一方、院長への権限の集中をも自ずともたらした(ベーツと神崎は、財団法人関西学院の理事長でもあり、加えて専門部長「一九四四年四月から神崎は専門学校長」も兼任していた)。そしてこの権限集中は、神崎院長時代に批判的となったのである。

神崎体制への批判を表明したのは、当時の学生たちであった。学生大会(一九四五年二月七日)で「主として院長がほかの兼職を解くことを主張した三カ条一三項目にわたる決議文が院長に提出された。常務理事会がこれに対応したものの、はかばかしい回答がないとした学生会は、同月一七日に予定していた学生大会を流会とし、その直後に院長退陣の嘆願書を提出した」(『通史編』Ⅱ、四一頁)。その結果、一九四六年一月一九日開催の臨時理事会で神崎院長が、院長・大学長・専門学校長の辞表を提出するに至る。同月三〇日開催の定期理事会は、神崎を院長として再任、学長事務取扱には古武弥四郎、専門学校長には原田脩一(政経科長兼任)を承認した。この結果、院長は、大学長としての教学最高責任者たる地位を失うことになった(ただし神崎院長は退職「一九五〇年二月二三日」まで財団法人関西学院の理事長を兼任していた)⁽⁸⁾。

今田院長以降の四代にわたる院長が学長(と理事長)を兼任していないのは、以上のような事

情による⁹⁾。しかし、理事長職からも学長職からも切り離された院長職が持つ機能とは何かという問題は残る。院長が何を代表するののかという問いは再び現実のものとなった。

今田院長は、実質上最初の年度であった一九五〇年度に、七月初めから二月初めまで米加回国訪問のため学院を空けていた(その間はアウターブリッジ学長が院長代理を兼任)。今田院長は、一九五〇年度の院長報告で次のように記している。「カナダ合同教会本部を訪問し、その総会その他の諸集会に出席、教会を歴訪し、(中略)アメリカメソヂスト教会本部を訪問、ニュージャージー年会出席、西北テキサス年会区内外諸教会で講演、説教をして関西学院の認識を深めてその関心をたかめることに努力した。その間両国において多くの旧教師たりし宣教師及び卒業生に会談する機会を得た」(『資料編』Ⅱ、二〇九―二一四頁)。

ここには、経営や教学の最高責任者ではない「代表者」たる院長の役割(として今田院長が考えていたこと)は何かが良く見て取れる。すなわちアメリカ・カナダの教会と親交を保ち、学院の認識を深めると共に、同窓を初めとする関係者とも緊密なつながりを作ることなのである。これを、「精神的代表」ないし「精神的統括」と表現しても良いかもしれない。この報告は、次のように「要約」されている。「全学院の各学部は各々独自の使命達成に努力すると共に全体としての親和協力の精神が旺んで或は教職員或は全学院の会合がよく行はれ、教育的関心が高揚され、宗教的雰囲気浸透が見られる。宗教活動も極めて活潑である。更に宣教師諸氏の熱心なる協力により学内におけるその有効なる活動と共に母教会との連絡緊密化しつゝ、あることは感謝の至りである」(同二二三―二二四頁)。

3.3 大学紛争と院長職廃止の危機、理事長・院長制の成立

私立学校法の成立（一九四九「昭和二四」年二月一日）に伴い、私立学校の設置者が「学校法人」とされたことにより、関西学院も財団法人から学校法人へと組織変更することとなった（一九五一「昭和二六」年二月二四日認可）。

ところが、学校法人寄附行為を定める過程で、院長の位置づけをめぐる問題が再び表面化する。すなわち院長と理事長の関係である——法人を代表するのは、院長なのか、それとも理事長なのか。問題は、寄附行為の規定にあった。『関西学院百年史』は次のように記している。寄附行為では、「院長は、「理事会の決議に基き、本法人の設置する学校の一切の校務を総理し、この法人を代表する」と規定されている。これは、財団法人の細則で「本学院ヲ統轄シ且ツ之ヲ代表ス」と定められていたのと同趣旨である。理事長は理事の中から互選によって選ばれ、「この法人の事務を統括し、この法人を代表する」とされた。院長の兼任とし、「理事会ノ決議ニ基キ其ノ事務ヲ処理スルモノトス」と任務を規定している財団法人とは異なっており、理事長と院長を分離することと、両者とも法人を代表するという規定は、両者の軽重についての問題が残ることになる」（『通史編』Ⅱ、六〇—六一頁。なお寄附行為細則では、院長が「関西学院を代表し統理する」とされている⁽¹⁰⁾）。

『百年史』は、「ここで『学院憲法』という視点から、財団法人から学校法人への移行とその後の変遷をみておくと、法制上の代表者のいかにかわからず、院長の権限と責任が一貫して重視されている点では、学院創立以来の方針が貫かれているといえる」とも述べているのだが（『通史編』Ⅱ、六四頁。傍点筆者）、問題は、具体的な「権限」の内容なのである。院長が実際に負

う「責任」は何なのかが、この二重代表構造では明確でない。

院長の位置づけが、理事長との関係においても、また学長との関係においても不明瞭であることへの批判が一番強く打ち出されたのはおそらく、いわゆる大学紛争からの「正常化」の時期である。院長職の廃止という考えが最初に現れたのも、この時である。大学教員組合「組織検討特別委員会」は、「学院組織改革に関する提案」を一九六九「昭和四四」年四月一〇日に公表しているが、その中に、「②院長職を廃止し、理事会と大学との健全な対置関係をつくること」（『通史編』Ⅱ、二六九頁）という項目がある。これは、「経営と教学の分離ならびに経営と教学の強化」（同頁）を意図したものらしく、前者を代表する理事長と、後者を代表する学長との関係を曖昧にしかねない院長制がその妨げになると考えられたものと見られる。かくして、学院創立以来、その意味合いはともかく）学院を「代表」すると考えられてきた院長職が初めて「廃止」の危機に直面することとなった。

院長職の廃止は、紛争解決のために小寺武四郎学長代行から提示された「関西学院大学改革に関する学長代行提案」（一九六九年五月一日大学評議会了承、同五月七日教職員集會に提示）の中でも——一つの可能性としてではあるが——提案されている。同文書中「法人組織における意思決定と経営」という項目の「4 院長職」に次のように記されている。「現行の職制では、院長はきわめて大きな権限をもち、しかも、理事長、院長、学長の三者の機能の重複があるために、多くの不都合な問題が生じた。院長職については抜本的な改革が必要であるが、いくつもの考え方があり今後の検討にまたねばならない。たとえばつぎのような考え方がある。(一) 院長職を廃止する。その場合、中・高部は学長に直属するか、ないしは理事長に直属するものとする。(二)

学院を精神的に統合する象徴的地位として院長職を残し、その実質的権限を切り離す。(二三) 院長職と理事長職を兼任ないし一体化する。⁽¹³⁾

学院では、この「学長代行提案」を受けて、「学院組織研究委員会」が発足した。一九六九年五月一六日が第一回で、計五回開かれ、上記の提案について検討した結果、同年七月二九日付で小寺院長代行宛にいったん中間答申が出された。この委員会はその後第一六回(同年一二月四日)まで行われたようで、同年一二月九日付で最終答申が出されている。

この二つの答申では、「従来の院長と学長との併存は、ややもすれば教学の統一的運営に支障を醸し出す恐れがあり、院長と学長の職能の重複が認められた」(中間答申および最終答申)ことを理由に院長職を廃止し、学院教学の最高責任者を学長とする案を提示している。建学の精神護持の責任は、理事長にキリスト者条項をつけることで果たし、学院の宗教教育の最高責任者は宗教総主事とすることも提案された。この答申では、非常勤だった理事長を専任にすることは提案されておらず、実質的には学長に教学・経営の責任が集中するので、「一本化案」と呼ばれた。この答申に対しては、宗教活動委員会有志・教職員有志より「院長問題に関する要望書」が出された。その内容は、学長を最高責任者とする答申を厳しく批判するもので、「院長のもとでの組織の整備拡充であつてこそ、実現の至難な学長代行提案に応える教育の実践」であり、「関西学院の長い伝統の中には、容易に改革することのできる問題と、精神的伝統に直結しているがゆえに改革することに特に慎重でなければならぬ問題とがあり」、「院長の存廃は後者に属する性格のもの」だと述べている。⁽¹³⁾「要望書」はさらにこう続いている——「かかる問題は創立者の意志に沿うものであるかどうかを十分に検討する必要があると同時に、前任者の経験にも充分聞く

必要があります。ところが加藤、小宮両前院長並びに古武前学長もみなこの答申案に対して深い疑問を示されています。これは考慮すべき重大なる事柄ではありませんまいか。

このような状況の中、理事会は答申の採択を困難とした。当面は「院長選挙をしばらく停止し、現状のままで院長制の根本的な検討を行うことが、最も今日の事態に適応することと判断」したが、その後、一九七二年度に行われた学長選挙の過程で、萬成博を代表とする大学教員有志二一名から「院長選挙の施行に関する要請」が一九七二年五月二日付で出された。以下はその抜粋である。「われわれは関西学院における院長の地位が、学院設立の目的に照して不可欠の職であり、キリスト教教育を行い、学院の経営と教育の責任を完全に遂行するために必須の地位であると信じている。「改行」ここにわれわれは関西学院寄附行為および院長選任規定にもとずく院長選挙を早急に実施することを理事会に要請する。」

興味深いのは、前の「要望書」にしてもこの「要請」にしても、院長職を不可欠とする理由が、教学ないし経営上の具体的な事柄ではなく、「伝統」や「創立者の意志」、また「学院設立の目的」といった、ある種の「信念」に依拠しているということである。「要請」が、院長は「不可欠の地位であると信じている」と述べていることからそれはわかる。今風に言えば、院長は、関西学院という学校を象徴する地位として受け止められているわけである。

前述のような経緯もあって理事会は、学長選挙と院長選挙を実施した上で改めて院長制度問題の検討を続けることにした。ところがその結果、学長には小寺武四郎学長が再選（一九七三年二月二三日）、続いて行われた院長選挙でも小寺が選出されたのである（同三月三〇日）。学長が院長を兼任するという予想外の事態になったため、小寺第一〇代院長は速やかに寄附行為の改正に

着手した。一九七三年四月に「組織担当理事の会」を設け、組織改革の草案を作成して、院長職の存続と理事長の院長兼任、院長公選制の廃止などを決めた。一〇月二七日（第六一回定期評議員会）でこの案に基づいた寄附行為の改正は承認されている。

小寺は、一九七三年九月三〇日付で院長を辞任する。玉林憲義文学部教授が院長事務取扱となった後、一九七四年二月に久山康文学部教授が理事長（第一一代）院長に選ばれた。ここに理事長・院長制が成立し、院長は再び理事長の機能を併せ持つようになったのである。院長の地位がもつ不安定さはこのような形でいったん解消されたのだが、しかし院長が実質的な（この場合は経営上の）権限を持つことで生じる——神崎院長時代にすでに経験済みの——問題が再び浮かび上がることは避けられなかった。

3・4 再び理事長と院長の分離へ

理事長・院長制になってから生じた、院長に関する問題の一つは、院長の定年をめぐるものであった。「組織担当理事の会」（前述）が出した中間答申では、「理事長・院長には任期を定めるが、定年制はとらない」とされており、一九七三年九月定例理事会はこれを承認した¹⁶。しかし、定年に関する規程にはこれが明文化されていなかったのである。

一九八〇年三月の理事長選挙の際、理事長・院長の定年の有無について疑義が出された。その場では、定年はあると解釈して投票が行われたが、この問題は「法人組織検討委員会」（一九八一年設置）で検討されることになり、この委員会は、院長を特別職として定年制を採用しないという規定を作成するよう答申した。一九八二年九月九日の理事会はこれを承認、同年一〇月九日の

理事会で、規程改正が決められた。

そのような経緯の後、翌年度の理事会で、長久理事（新任）から学院組織再検討が提案された。この提案を受け、「学院組織検討委員会」が一九八三年四月一四日開催の第三二七回理事会決定により設置されたのだが、この委員会では、理事長と院長の関係が大きな議論の的となっている。

この委員会は、一九八三年七月一四日に第一回が開催された。その後計二四回開かれた後、一九八五年八月九日付で久山理事長宛に答申を出している。

この委員会における議論の中で、理事長と院長とを分離する案が提示され、種々議論された。理事長と院長の関係について、A案からF案まで提示され、比較討議されたが、結局委員会では一致した結論を得られなかった。

なお、委員会設置期間中に城崎進学長が出した「学長所信（2）」の中に、「実体を伴わない単に名称に過ぎない関西学院というものを統理しあるいは代表する院長という職位は極めて非現実的である」、「このような実体のない院長職を学長職及び高中部長職の上において教学の内容に実質的に関与するような現在の組織は、学校教育法に抵触する恐れさえある。ここに院長職を不要とする見解の生ずる一つの理由がある」と記されていたことから、学長は院長不要論を主張しているのかという議論になった（第一〇回委員会、一九八四年四月一二日開催。引用はその時の議事録に依る）。しかし城崎学長は、院長不要論を主張しているわけではないとしている。

久山理事長・院長に対する批判が次第に強まる中、教学と経営の明確な分離という趣旨から、理事長職と院長職の切り離しが再度求められるようになる。一九八八年七月一日付で武田建学長から久山理事長宛に、要望書が出された。内容は「理事長が自動的に院長を兼ねるとして現在の

制度を廃止し、院長は現教職員のなかから、現教職員による公選によって選ぶこと、「その院長のもとで、新しい組織を考えること」の二点。また、同年七月二〇日付で理学部教授会からも要望書が久山理事長・院長宛に出されている——「現在の関西学院では、理事会と大学の不一致が学院内外に測り知れないマイナスの影響を与えていることは言を待たない。この事態を理学部教授会は深く憂慮している。理事会は、事態の打開をはかるため、学長が昭和六三年七月一日付で理事長宛提出した要望の趣旨を汲み取られ、一刻も早く教職員の総意が反映するように現行学院組織を改革されることを強く要望する」。

その経緯を踏まえて、一九八八年度に再度「学院組織検討委員会」が設けられた。⁽²⁾この委員会は一九八八年九月二六日から一〇月三一日まで四回にわたって開催され、一九八八年十一月一日付で久山理事長宛に答申を出している。この答申は、理事長と院長の職制を分離すること、法人の管理業務（総務、財務、施設など）の責任の所在は理事長に属すること、院長は専任教職員による公選とすること、院長多選については別に考慮する必要があることなどを述べている（『資料編』Ⅱ、五五二―五五七頁）。

その結果、理事長職と院長職は再び分離することとなった。しかしそれは、経営の責任者（＝理事長）でもなく、また大学をはじめとする教学の責任者（＝学長、高中部長）でもない院長職の役割が問われるという当初の事態が再び生じたことを意味するのであり、その事態は解決を見ないまま現在に至っている。

4 院長の果たす役割

4・1 「職」よりも個人の人間性

初代院長ランバスから第四代院長ベーツについては、個人の人徳、教育者としての優れた資質を思わせるエピソードが、今日の我々にもよく知られている。⁽²³⁾

これは、初期の院長が皆（昔の！）伝道者・神学者であり、宣教への宗教的な熱意を持っていたこと、そして個人としての高い人徳を有していたことから生じていると考えられる。そういう人物が院長職に就いたのである。つまり、院長「職」の機能がそうだったというよりも、院長個人の人間性が、キリスト教的人間教育のリーダーとしての「院長」像を生み出したということになる（彼らには、キリスト教的でない人間教育の可能性は考えられなかったであろう）。院長職そのものは、ミッションの意向を受けて学院全体を代表・総監する一種の「管理職」的なものにと過ぎなかった。しかしその職を担った人物の個性が、院長を学院のリーダーとして周囲に認識させたのである。

学院の精神的なリーダーとしての自覚を窺わせる、ベーツ院長の文章が残されている——「ミッション・スクールとして、すなわち一つの使命 (Mission) を持つ学校として、関西学院は、その働き分野すべてにおいてこの国の教育運動に真の貢献を果たすべきである、つまりその働きを通して人々の知的・霊的な生活に貢献すべきである（と私は信じている）」。現在関西学院は一般の人々から、宗教と音楽、そして英語に、他の通常科目に加えてとくに力を入れている学校だと見られている。これは事実だと思し、この強調点が大いに強められて、この学校が極めて徹底し

た文化教育の中心となるべきだと思う」(一九二二「大正一〇」年度院長報告。原文は『資料編』I、五〇四頁以下、訳文は『通史編』I、二七八頁。ただし「」内は筆者による原文に基づいた補足)。この文章からは、このような、学院の進むべき基本的方向を示すメッセージを発するのが院長の役割だとベーツ院長が自覚していたことが窺われるし、学院の構成員も、それが院長の務めだと認識していたはずである。後代の院長報告には、学院のあるべき姿を示そうとする、このような精神的メッセージは(初期の院長と比べると)希薄であるように思われる。

久山理事長・院長時代には、院長が(とくに経営面で)強い権限を持ったことに対する批判の声が強くなったが、この批判が、制度に対する批判であると同時に、院長個人に対する批判でもあった点は見逃せない(神崎院長時代に起こった同種の批判についても同じことが言えるだろう)。この事例からも、院長職は、院長個人の人格・個性と切り離して考えられない特性を持っていることがわかる。

久山院長より後の院長職は、理事長(経営の最高責任者)・学長(教学の最高責任者)という実質的権限をもつ役割から再び切り離されたゆえ、その位置づけはまたしても曖昧なものとなった。院長への権限集中を避けるとしたら、残された立ち位置としては、学院の精神的指導者という、初期の院長が有していた一面の継承ということにならざるを得ない。しかし、初期の院長と異なり、(狭い意味での)キリスト教教育のリーダーという性格はあまり強くない(キリスト教主義教育の責任者という位置づけをめぐるのは、宗教総主事との関係という問題もある。宗教総主事は「学院全般の宗教に関する教育、活動、行事の計画及び執行の任にあたる」のが務めであり「関西学院例規集」の「職制」第6条)、⁽²⁴⁾ 教役者のみが就く役職である)。

4・2 学院のシンボルとしての院長？

院長個人を学院のシンボルとして掲げる考え方を（最初に？）推し進めたのは、小宮孝第九代院長だったという——「同志社に新島襄、慶応に福沢諭吉、早稲田に大隈重信とかそういう大学の象徴となる人物がおられますが、学院にはそれが稀薄でランバス博士といっても「う」一つピンとこない。それはよく言えば神が中心で人間ではないと言うことになりませんが、悪い面としては、中心がボヤけてしまうということにもなるので、七十年史を作るときにランバス博士像というものを強く打ち出したのです」（『母校通信』第四四号、一九七〇年、九頁。「」内は筆者の補足）。この姿勢は、久山康第二二代院長時代におけるランバス個人の強調（映画作成など）、さらに畑道也第一四代院長時代の「ウォルター・R・ランバス生誕一五〇周年記念事業」（その報告が二〇〇四年度院長総括に付されている）などにも継承されている。

4・3 院長職に期待されるもの

院長職の位置づけをめぐる歴史をここまでたどってきたが、そこから見えてきた事柄は、次の三点に要約できるであろう。

- (1) 院長職がどういう意味で学院の「代表」であるかは、創立時から明確にされていなかった。経営は理事会、教学はそれぞれの学部（後には大学の代表としての学長）が責任を持っており、院長は言わば「名目的」に学院を代表しているに過ぎない。この状態は、現在の院長職にもほぼそのまま当てはまる。

- (2) しかしこの状態は、関西学院の構成員が望んできたものとも言える。院長が理事長ある

いは学長との兼任によって実質的な権限を持つことには（神崎院長時代、久山院長時代）、学院内から強い批判が出され、結局その体制は断念されるに至った。その一方で、実質的代表機能を有しない院長職を廃止することには、「伝統」や「創立者の意志」、また「学院設立の目的」といった理由から反対の声が上がる。つまり、経営や教学の実質的権限は有しないが、学院の「象徴的存在」としては必要だというのが、関西学院の院長職だということになる。とすればその機能は、学院の精神的な指導者として、関西学院全体のあるべき姿を提示すること以外にはない。これは、ランバス、吉岡、ニュートン、ベーツといった初期の——半ば建国神話的にそのエピソードが語られる——院長が自覚的に有していた機能の一つでもある。

(3) 院長職のそのような位置づけを支えているのは、院長「職」ではなく、院長を務めた個人の高い人格や見識であった。院長個人に対する敬意や親愛の念が、院長制度を支え、院長個人に対する批判がこの制度を揺るがせてもきたのである。

以下では、(2) に挙げた院長の指導的機能について、私見を交えつつ、もう少し詳しく述べることにしたい。

4.3.1 「OLD KWANSEE」と「NEW KWANSEE」

院長は、関西学院全体を統合する「精神」を提唱し、その精神に適った歩みを学院がしていくためのリーダー役を務めるべき職務だと言える。より具体的には、(1) 創立以来の歴史と伝統を想起させ、自覚する務め。院長だけが関西学院の中で「第〇代」と数えられているのは、そ

れが初代院長以来受け継がれてきた学院のあり方を継承する職務であることを示す。その意味で、「OLD KWANSEI」を今に伝えていく役目が院長にはある。組織が肥大化し、原田の森の記憶に遡らない学部や学校も増えている現状だからこそ、「OLD KWANSEI」をどう継承するかという課題は、関西学院にとって重要なものとなっている。(2) 新しい学部・学校が創設・合併によって関西学院の構成員となっている現状の中では、古い記憶の継承と同時に、新しい「関西学院」の精神的一体性を図る務めも院長は担っているはずである。言わば「NEW KWANSEI」のアイデンティティをどう作るかという困難な課題に現在の学院は直面している。

この二つは、言葉を換えれば、「何を変えてはいけないか」と「どう変わるべきか」という課題である。この二つを両立するという困難な道を歩むための「道標」を示すことが院長には期待されているように思う。

4・3・2 院長職のあり方を示す事例

山内一郎第一三代院長は、「院長に就任するにあたって」⁽²⁵⁾の中で、現行寄附行為第3条が「建学の精神としての『キリスト教主義』を単に建前やお題目として掲げるのではなく、あくまでも関西学院の設立、経営、組織、管理、運営、その教育と研究の全活動にかかわる生きた根本理念として、法的に明確にしている」ことを強調し、「『キリスト教主義』とは、自己を絶対化することをひとたび否定することによってはじめて可能となる豊かな共生、関西学院らしい創造的な教育の在り方を不断に問い直し、その内実化のために志を合わせ、喜んで共に働く道、主イエスの

教えに従えば、『自分の内に塩の味を持ち、互いに和らぐ』（マルコ九・五〇）強靱なエートス」だとする。そして、キリスト教主義の学校は、「時流に乗るのではなく、むしろこれに健全な意味でプロテストしていくことによって、かえって時代をリードしていく」、「本質的にプロテスト・スクールという使命を担っている」のであり、それは「混迷と頹廢の時代に、いわば羅針盤としての役割を果たすことができる『地の塩、世の光』としてのプロテスト・スクールという意味」だと述べている。

私見では、他学校との競争を意識するあまり、（たとえば大学ランキングのような！）世俗的価値観にともすると迎合しやすい学校の流れに警鐘を鳴らす、このようなメッセージを発していることが院長には求められている。関西学院という私学が一番大事にすべきことは何なのかを、キリスト教主義の精神に即して示すことこそが、院長に期待される務めなのであり、山内院長のこのメッセージはその範例となっている。

ルース・M・グルーベル第一五代院長は、院長就任前にこのようなスピーチをしている。「関西学院の第4代院長C・J・L・ベーツ氏は、“Mastery for Service”と題されたエッセーの中で、私たちの学院の目標は、学生を鍛えて、学問的また個人的な生き方において秀でた者となり、社会に対して有意義な奉仕をなす用意のある人間とすることにありと述べています。これは、関学がまだ男子校であった頃に書かれたものであり、理想の卒業生像もまた非常に男子的な特性を持つています。すなわち強さやリーダーシップ、自制心、成功。これはまさに、非常に崇高なイメージであり、90年以上にわたって私たちを奮い立たせてきた、高くそびえ立つ目標なのです。今日の話のためにこのエッセーを読み直したとき私は、強さが強調され、弱さが見下されているとい

う印象を受けました。しかし、関西学院大学が共学となってもう長い年月が経っているからというだけでなく、私たちは、(これまでとは)異なる理想のあり方というものを持った新しい世紀にいますので、私たちが受け継いできた「Mastery for Service」を違う形で提示したいとは思っています」⁽²⁶⁾。

グローバル院長が就任にあたって提示した、「Education for Life」という標語は、人の全生涯や命の大切さを訴えるという点で、「Mastery for Service」という「ど」か武士道に通じる」(同、二頁)標語を現代的に修正・補完する、非常にすぐれたスクール・モットーとなっていく可能性を持っている。これはまさしく、伝統を新しい状況の中でどう活かしていくかという課題、すなわち「OLD KWANSEI」を今に伝えつつ「NEW KWANSEI」のアイデンティティを形成するという、関西学院が今抱えている重い課題に対して院長から提示された一つの、しかし重要な視点だと思ふ。

5 院長公選制の歴史と課題

院長がどういう意味で関西学院の代表なのかという問いは、どのようにして院長が選ばれる(べきな)のかという問題と切り離せない。そこで、最後にこの点について簡単に考察しておきたい。

5・1 院長公選制の始まり

関西学院の歴史の中で、公選制によって選ばれた最初の院長は、今田恵第六代院長である。そ

の背景にあったのは、役職公選制と学内民主化への動きであり、神崎院長への権限の集中に対する批判（前述）が、その動機となっていることは想像に難くない。

一九四五年度に今田惠文学部長、石本雅男法学部長、池内信行経済学部長が、初めて各部教授の互選により選任された（各部で互選し、大学教授会で選挙）。一年後には、各部教授会（現在で言うところの学部教授会）で部長（＝学部長）を選任するようになった（『通史編』Ⅱ、四四頁）⁽²⁸⁾。

財団法人寄附行為細則第三二条では、職員（院長も含む）は理事会が選任することになっていた（『資料編』Ⅰ、二二二頁）。しかし学内民主化の象徴として院長公選制が検討され、「院長選挙規程」を確定するに至る。そして一九五〇年二月一日に選挙が行われ、今田惠文学部長を第六代院長に選出した。同時にそれまでの理事長兼任も廃止された。また、院長公選に続いて学長も公選制となり、大石兵太郎法学部長が選出されて学長に就任した（一九五一年四月一日）⁽²⁹⁾。

5・2 公選制の廃止

しかし、前述のように、いわゆる大学紛争の過程で院長職存廢の是非が議論された結果、理事長が院長を兼任することとなり、その結果院長公選制は廃止された。その過程は次の通りである。

院長職は、小宮院長辞任（一九六九年三月三日）の後、武藤誠院長事務取扱（一九六九年三月四日―五月二四日）、さらに小寺武四郎院長代行（一九六九年五月二四日―一九七三年四月二二日）が勤めていた。なお小寺院長代行は学長代行（一九六九年三月一九日―一九七〇年一月七日）、さらに学長（一九七〇年一月八日―一九七四年三月三一日）でもあった。

前述したように、一九七三年三月実施の院長選挙で選出された小寺武四郎第一〇代院長のもと

で進められた組織改革によって、院長職の存続と理事長の院長兼任、院長公選制の廃止が決まった。一〇月二七日（第六一回定期評議員会）で寄附行為が改正承認され、矢内正一理事長（当時）による教職員向け文書「学院寄附行為の改正について」（一九七三年一月二六日付）が配布されている。

この文書の中では、公選制廃止の理由が次のように説明されている。「学院はこの二〇年間に規模を拡大して教職員の数も院長公選の決定しました昭和二六年度の二六九人に対して、現在は五七五人に達しております。この数の増大は教職員相互の認識を極めて困難にしております。その上立候補制をとることに困難な状況のもとでは今回の改正のような間接選挙的方法もまた、現実に即した民主的方法ではないかと思われるのであります」。

五七五人という教職員数が、公選制を困難にする規模だとしたら、その倍を超える一一九一名（教員七九八名、職員三九三名。二〇一五年五月一日現在）がいる現状はどうなるのだろうか。大組織になってしまったがゆえに、「教職員相互の認識」が「極めて困難」だということの問題は、解決していかないどころか、新設学部や初等部開設、さらに聖和大学や千里国際との法人合併によってむしろ深刻化している。^⑩

5・3 公選制の復活

しかし、この根本的な問題はその後充分顧みられなかったようである。久山康理事長・院長時代（一九七四年二月一四日―一九八九年三月三一日）が終わった後、院長公選制が復活し、理事長を別に選任する以前の体制に戻った。その結果、宮田満雄社会学部教授が第一二代院長に選出

された（在任一九八九年四月一日―一九九八年三月三十一日）。

前述の通り、一九八八年度に設けられた「学院組織検討委員会」は答申（一九八八年一月一日付）の中で、理事長と院長の職制を分離し、院長は専任教職員による公選とすること、院長多選については別に考慮する必要があることを述べている。この答申を受けて、院長公選制は復活するに至った。しかし前述した問題が、その過程で充分考慮された形跡は窺えない。⁽³¹⁾

5・4 院長公選制の問題点

院長公選制は現在も維持されており、二〇一五年度に実施された選挙の結果、田淵結教育学部教授・宗教主事が第一六代院長として選出され、二〇一六年四月一日より就任することとなった（田淵教授は、院長に選出された最初の宗教主事である。教役者が院長に就くことについては、前述二三頁および後掲注24を参照されたい）。

しかし、組織肥大化に伴う直接選挙の困難という、繰り返し指摘されてきた問題点は深刻化こそすれ、解決の方向には向かっていないように見える。

直接選挙の制度を維持するのであれば、院長職が持つ機能や意味を、選挙権のある構成員が理解できている必要がある。その点についての教員・職員に対する啓蒙活動は十分だろうか。これが十分でないならば、学院全体を見据えて投票がなされるといっても、「知っている人」に票を投じるといふ結果になり、関西学院全体の精神的なリーダーとなるはずである院長職を維持することの意味自体が見失われる危険にさらされることにもなる。それは同時に、関西学院が今後歩むべき道を見失う危険にもつながっているのである（前述4・3・1を参照されたい）。

これだけの大きな組織となった今の関西学院は、院長については別の選出方法も検討せざるを得ない時期に来ているように思われる。あるいは、学院全体の一体感と民主制のために公選制を維持するのであれば、そのプロセスを、丁寧に時間をかけて考慮する必要があるだろう。

(本稿は、二〇一五年七月二四日に開催された、第四三回関西学院史研究会における同名の講演に加筆したものである。資料収集に際しては、関西学院大学学院史編纂室の方々に大変お世話になった。とりわけ池田裕子氏には、併せて本稿閲読の労もとっていただき、厚く御礼申し上げる。)

【注】

(1) 「キリスト教主義学校関西学院の経営——とくに院長職をめぐって」、『KGキリスト教フォーラム』第一〇号、一九九八年、七四―八三頁(引用八二―八三頁)。これは、宗教活動委員会セミナー「関西学院の歴史に学ぶ——その新しい歴史像」第二回として行われた同タイトルの講演(一九九八年一月一九日)を文章化したもの。

(2) 院主の権限は「本学院諸般ヲ総管スル事」「学資金収入支出ノ予算ヲ決定施行シ及ビ決算報告スル事」「学資金保管及ヒ利殖ノ方法ヲ設ケル事」「院長教員ヲ〔雇入或ハ之ヲ〕解雇スル事」「院長以下ノ勤惰ヲ監督スル事」であり(第二章第二条第一款)、院長の権限は「本学院諸般ノ規則ヲ編制スル事」「生徒ノ入退学ヲ許否シ及ビ試験ヲ施行スル事」「教頭以下ノ勤惰ヲ監督スル事」「院主ノ命ニ従ヒ諸般ノ事務ヲ執ル事」とされている(同第二款)。

(3) 「関西学院憲法」における院長の職務(第五款)「全体ノ教育事業ヲ監督シ、学院ノ休戚ニ関シテ両学部ノ教頭ト評議シ、世間ニ対シテ学院ヲ代表シ、両学部連合教員会及理事員会ヲ司リ、其決議ヲ執行シ、卒業生ニ卒業証書ヲ授与スル等ナリ。但シ院長不在ノ時ハ、神学部教頭連合教

員会ヲ司トルモノトス」。実務については、両学部教頭と評議することになっており、院長の個人的な能力による指導よりも合議体制での職務遂行が考えられている。

(4) 『通史編』Ⅰ、一五九頁。なお、『通史編』Ⅱに付された役職者一覧によれば、院主の職はその後、吉岡、ニユートン、ベーツと引き継がれ、一九三二年九月一六日(財団法人関西学院設立の前日)まで続いたことになっている。

(5) 「私立関西学院規則」には、院長の権限として「教頭以下ノ勤惰ヲ監督スル事」とあるが(第二条第二款)、教頭の権限には「院長の命に従う」といった類の文言はない(院長の権限には、「院主ノ命ニ従ヒ」とある)。「関西学院憲法」でも教頭が会計状況について報告する相手は、神戸連回長老司 (President Elder of the Kobe District) や理事委員 (Board of Directors) で、院長には卒業予定者を提示することになっているのみ。

(6) 理事会は一二名から成り、両教派の代表各四名ならびに日本メソヂスト教会教育局から四名(うち一名は監督)。ミッション代表の理事の半数は宣教師と定められている。

(7) 今田院長時代(一九五〇年二月三日―一九五四年三月三日)の学長は、アウトターブリッツ(旧制一九四七年四月一日―一九四八年三月三日)、新制一九四八年四月一日―一九五一年三月三日)および大石兵太郎(一九五一年四月一日―一九五四年一月三〇日)。アウトターブリッツ院長時代(一九五四年四月一日―一九五六年六月二二日)の学長は、大石、堀経夫(一九五四年一〇月一日―一九六六年三月三日、事務取扱時代含む)。加藤院長時代(一九五六年六月二二日―一九五八年三月三日)の学長は、堀。小宮院長時代(一九五八年四月一日―一九六九年三月三日)の学長は古武弥正(一九六六年四月一日―一九六九年三月一八日)。

(8) 財団法人関西学院寄附行為第二六条に、院長たる理事が理事長となる旨が記されている。

(9) 公選制最初の院長である今田院長は、学長も理事長も兼任していない。ただし、それまで理事長を務めていたアウトターブリッツが第七代院長に選出されると、今田前院長は代わって理事長

- 職に就いた(一九五四年四月一日―一九六〇年六月二一日)。
- (10) また、院長は「福音主義の基督教信者でなければならない」と定められている。このキリスト者条項がついているのは院長のみだった。現行の寄附行為施行細則では院長、宗教総主事、高中部長、高等部長、中学部長、初等部長にキリスト者条項がつけられている。
- (11) 同頁によれば、その他の提案は「①理事会を強化するため担当理事制を採用すること、(中略)③評議員会を理事会のチェック機能たらしめるように改組すること、④学長の地位と機能ならびに大学評議会の機能と権限を明確にし、教授会との機能的分化を図ることなどを骨子とするもの」であった。
- (12) 「学長代行提案」の全文は、『関西学院百年史 資料編』Ⅱ、四六四―五一八頁に再録されているので、ぜひ参照されたい。「4 院長職」は、同書四八九頁。
- (13) 要望書ではまた、学長が最高責任者となった場合、キリスト者でない学長が選出される問題、また中高の教育が閑却されやすくなることへの危惧も表明されている。
- (14) 矢内正一理事長が一九七二年五月三一日付で出した「院長問題に関する所見と処置」。
- (15) 「従来理事長は非常勤で、通常月一回開催される理事会の議長に止まり、現実的には院長が経営を担当していましたが、それを法的にも裏付け、理事長が院長を兼任して、経営と教育、ことにキリスト教教育の最高の責任者となるという責任の明確化をまず行いました」(一九七三年度「院長年次報告」久山康)。「組織担当理事の会」については同報告に叙述がある。また、矢内理事長による「学院寄附行為の改正について」(教職員宛文書、一九七三年一月二六日付)にも同様のことが記されている(『資料編』Ⅱ、五四八―五五二頁)。
- (16) このことは、矢内理事長から全教職員宛に配布された「学院組織改革の基本方針について」(一九七三年九月二六日付。いわゆる「矢内書簡」)に記されている。
- (17) ここまでの叙述は、久山康「教職員の皆様へ――理事長・院長所感――」(一九八三年九月二六日付)

- 二九―三〇頁に依る。
- (18) 最初にこの案が議事録に出て来るのは第三回委員会（一九八三年九月八日）記録。発言者は永宮委員。
- (19) A、F案の内容については、「学院組織検討委員会答申」（一九八五「昭和六〇」年八月九日）に対照表が添付されている。院長と理事長の関係についてのみると、A、C、D案は両者を分離、E、F案は理事長が院長を兼ねるとしている。なおB案は、院長職と「理事長職との関連について直接言及しないゆえに成案として受けとめ難い、とされた」（同答申）。
- (20) 城崎進学長が、北摂の土地（現神戸三田キャンパス）購入を進める理事会に抗議する意味から、一九八五年九月に学長職を辞任した後、同年一月に武田建社会学部長が後任学長に選任された。『通史編』Ⅱ、五六七頁参照。
- (21) 一九八八年七月―四日開催の第四〇五回定期理事会にて設置決定。なお、一九八三年から一九八五年にかけても同名の委員会が組織されている（前述参照）が、両者は連続した委員会でないことが、上記委員会の第一回会合で確認されている。
- (22) 委員会の開催以前に、理事会選出委員だけで七月二十八日、八月一日、九月八日の三回にわたり懇談会が行われている。答申にはその旨が記されており、記録も残っているのだが、「学院組織検討委員会 記録」という題になっているので紛らわしく、学院史編纂室の資料庫にも、委員会の記録とこの懇談会の記録とが混合した形で保存されている。
- (23) とくに池田裕子『関西学院のエスプリー』（関西学院学院史編纂室、二〇一二年三月）、『関西学院のエスプリーⅡ』（同、二〇一四年四月）および『天の時、地の利、人の和―関西学院第2代院長 吉岡美国』（同、二〇一二年七月）を参照。
- (24) 山内一郎第一三代院長のような神学者・牧師が院長になった場合は、初期の院長と似た性格を持つゆえ、事情が少し異なる。ただしその場合には、院長に加えて（もう一人の教役者である）

- 宗教総主事がキリスト教主義教育の責任者として必要かという疑問が生じることになる。
- (25) 『K.G. TODAY』No. 200' 一九九八年四月一日発行、一—五頁。
- (26) ルース・グルーベル『Service for Mastery』『K.G.キリスト教フォーラム』第一八号(二〇〇六年)一八—二〇頁。原文は、二〇〇五年五月に開催された関西学院宗教活動委員会主催の春季宗教運動「教職員の集い」における礼拝奨励で、ここでの引用は、当日配布された英語原稿に基づいた私訳。
- (27) ルース・M・グルーベル「新院長メッセージ “Education for Life” を皆さんとともに」、『K.G. TODAY』No. 242' 二〇〇七年四月二七日発行、一—三頁。
- (28) 高等商業学部長選出をめぐる混乱と、経済学部教授会および学生からの神崎院長批判について『通史編』II、四五頁参照。
- (29) 大石学長の前に学長を務めたアウターブリッジの学長就任は、神崎院長が推薦し、理事会で決定された(一九四八年二月一九日)。
- (30) 小林昭雄は、一九八三年から一九八五年にかけて行われた学院組織検討委員会(上述3・4参照)に提出した「学院組織のあるべき方向について」(いわゆるE案)の中で、院長公選制について次のように述べている。「学院の場合、教職員の数が増大し、相互の認識が容易ではない上に、立候補制をとらず、またとくに院長の「福音主義のキリスト者」という被選挙資格に関連して、直接選挙的方法の実施は極めて困難な事情にある。」
- (31) ただし第二回委員会(一九八八年一〇月一三日)において山内一郎委員は、院長公選制について次のような留保をつけている。「院長の公選制は望ましいが、いわゆる直接選挙の方法は、功罪あわせもつので、法人理事会の意向、学院の全構成員の意志が十分に反映される周到な選考ならびに選任規定を用意する。」

歴代役職者（院長・理事長・学長等）一覧

校主・院主・設立者

氏名	就任	退任
中村平三郎	1889.09.28	1893.07
吉岡美国	1893.08	1917.03.13
J.C.C. ニュートン	1917.03.14	1920.10.06
C.J.L. ベーツ	1920.10.07	1931.09.16

院長

氏名	就任	退任
W.R. ランバス	1889.09.28	1891.01
(欠)		
吉岡美国	1892.09.01	1916.03.31
J.C.C. ニュートン	1916.04.01	1920
C.J.L. ベーツ	1920.10.15	1940.09.11
神崎驥一	1940.09.11	1950.02.03
今田 恵	1950.02.03	1954.03.31
H.W. フォーターリッチ	1954.04.01	1956.06.22
加藤秀次郎	1956.06.22	1958.03.31
小宮 孝	1958.04.01	1969.03.03

ものに求められる

理事長

氏名	就任	退任
C.J.L. ベーツ	1931.09.17	1940.09.11
神崎驥一	1940.09.11	1950.02.23
H.W. フォーターリッチ	1950.02.23	1951.02.23
H.W. フォーターリッチ	1951.02.24	1954.03.31
今田 恵	1954.04.01	1960.06.15
木村蓬伍	1960.06.16	1964.04.22
加藤秀次郎 (事務取扱)	1964.04.28	1964.06.11
北沢敬二郎	1964.06.11	1967.03.31
北沢敬二郎 (職務代行)	1967.04.01	1967.07.12
加藤秀次郎	1967.07.13	1969.07.17

学長

氏名	就任	退任
(旧制大学)		
C.J.L. ベーツ	1892.04.01	1940.09.11
神崎驥一	1940.09.11	1946.01.19
古武弥四郎 (事務取扱)	1946.02.14	1947.03.31
H.W. フォーターリッチ	1947.04.01	1948.03.31
(新制大学)		
H.W. フォーターリッチ	1948.04.01	1951.03.31
大石兵太郎	1951.04.01	1954.11.30
堀経夫 (事務取扱)	1954.10.01	1955.01.26
堀 経夫	1955.01.27	1966.03.31
古武弥正	1966.04.01	1969.03.18

院長

氏名	就任	退任
武藤誠(事務取扱)	1969.03.04	1969.05.24
小寺武四郎(代行)	1969.05.24	1973.04.12
小寺武四郎	1973.04.12	1973.09.30
玉林豊義(事務取扱)	1973.10.01	1974.02.14
久山 康	1974.02.14	1989.03.31
宮田満雄	1989.04.01	1998.03.31
山内一郎	1998.04.01	2004.03.31
畑 道也	2004.04.01	2007.03.31
R.M. グルーペル	2007.04.01	2016.03.31

理事長

氏名	就任	退任
矢内正一	1969.07.18	1974.02.14
久山 康	1974.02.14	1989.03.31
加藤誠之	1989.04.01	1992.03.31
武田 建	1992.04.01	2002.03.31
山内一郎	2002.04.01	2008.03.31
森下洋一	2008.04.01	2013.03.31
宮原 明	2013.04.01	～

学長

氏名	就任	退任
小宮孝(代理)	1969.01.27	1969.03.02
笹森四郎(代理事務取扱)	1969.03.04	1969.03.18
小寺武四郎(代行)	1969.03.19	1970.01.07
小寺武四郎	1970.01.08	1974.03.31
西治辰雄(事務取扱)	1974.04.01	1974.06.21
西治辰雄	1974.06.22	1975.02.14
勝本卓美(事務取扱)	1975.02.15	1975.04.30
久保芳和	1975.05.01	1978.03.31
小寺武四郎	1978.04.01	1981.03.31
城崎 進	1981.04.01	1985.09.12
武田建(事務取扱)	1985.09.13	1985.11.25
武田 建	1985.11.26	1989.03.31
柘植一雄	1989.04.01	1994.03.31
柚木 学	1994.04.01	1997.03.31
今田 寛	1997.04.01	2002.03.31
平松一夫	2002.04.01	2008.03.31
杉原左右一	2008.04.01	2011.03.31
井上琢智	2011.04.01	2014.03.31
村田 治	2014.04.01	～